

日本交通心理士会会則

(名称)

第 1 条 日本交通心理学会の認定する交通心理士の資格（主幹総合交通心理士、主任交通心理士、交通心理士、交通心理士補の各資格をいい、以下総称して「交通心理士」という。）を有する者により、平成 15 年 8 月 9 日をもって、日本交通心理士会（以下本会という）を設立する。

(目的)

第 2 条 本会は、交通心理士の専門性と多用性に鑑み、必要な情報の提供と交換を行うことによって、会員の資質向上と交流を図るとともに、交通事故防止等の活動を通して社会的貢献を図り、交通心理士の地位の向上に資することを目的とする。

(会員)

第 3 条 本会の会員は、日本交通心理学会の認定を受けた「交通心理士」に限るものとする。

2 入会は、原則として「交通心理士」の資格取得時とする。

3 次の各号に該当するときは、退会とする。

(1) 「交通心理士」の資格を喪失したとき

(2) 日本交通心理学会を退会したとき

(3) 会費を 3 年間以上滞納したとき

(4) その他会員としてふさわしくない行為があったとき

(会費)

第 4 条 会費年額は、別途定める。なお、年度の中途に入退会した場合であっても、会費の按分計算は行わないものとする。

2 会費の改定は、総会の承認を得て決定するものとする。

(役員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 2 名（ただし、1 名は事務局長を兼ねることができる）

(3) 事務局長 1 名

(4) 事務局次長 2 名

(5) 幹事 20 名

(6) 常任幹事 若干名（会長、副会長、事務局長、事務局次長および幹事をもって構成する）

(7) 会計監査 2 名

(8) 会長、副会長、事務局長、事務局次長は幹事に含まれる。

(役員を選任)

第 6 条 役員を選任は、別途に定める「日本交通心理士会役員選出規定」によるものとする。

(役員職務)

第 7 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は、事務局を統括して会務を処理する。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 5 役員は、幹事会を構成し、会務の必要事項を審議し、決定する。
- 6 常任幹事は、事業・活動の原案を作成する。
- 7 会計監査は、本会の収支決算の会計監査を行う。

(任期)

第 8 条 役員任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、会長については、2 期までとする。

- 2 任期満了の役員は、新たに選任された役員が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。
- 3 役員に欠員が生じても補充しない。

(幹事会)

第 9 条 幹事会は、第 5 条に定める役員をもって構成し、本会の事業計画の策定その他本会の事業活動の執行に必要な事項について企画立案および審議検討を行う。

- 2 会長は、必要に応じて幹事会を招集する。

(事務局)

第 10 条 事務局（所在地：東京都新宿区四谷 4-32-8 YKB サニービル）には、事務局長の他事務局員若干名を置き、実務一般の処理を行う。

(顧問)

第 11 条 本会に顧問を置くことができる。

(事業)

第 12 条 本会は、第 2 条の目的を達成するための事業を行う。

- (1) 会員の資質向上および交流のための事業
- (2) 講演会・セミナーの開催
- (3) 会報の発行
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(事業年度)

第 13 条 本会の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

(予算・決算)

第 14 条 本会の収支予算は、毎事業年度開始前に幹事会の議決により定め、総会におい

て報告・承認を受けるものとする。ただし、新年度から総会までの予算の執行や役員活動については、総会の承認前から活動を開始することを妨げない。

- 2 本会の収支決算は、年度終了後、総会開催の前日までに会計監事の監査を経て、総会において報告・承認を受けるものとする。

(総会)

第 15 条 本会は、毎年 1 回総会を行い、年間事業・活動の報告と計画および予算についての承認と議決、役員承認、会則の改正その他必要な事項についての議決を行う。

(総会の成立)

第 16 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。ただし、上記の出席には委任状も含むものとする。

(経費)

第 17 条 本会の運営および事業に必要な経費は、会費・寄付金およびその他の収入を持ってあてる。

(会則の変更)

第 18 条 会則の変更は、総会において出席者数の 3 分の 2 以上（委任状含む）の賛同を得て決定されるものとする。

(雑則)

第 19 条 本会の運営その他に関し、この会則に定めのない事項が生じたときは、幹事会においてこれを審議し、総会の承認を得るものとする。

付 則 この会則は平成 15 年 8 月 9 日より施行する。

- 2 初事業年度は、設立のあった日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この会則は、日本交通心理学会が起案したものである。
- 4 平成 18 年 6 月 3 日一部改正
- 5 平成 20 年 6 月 15 日一部改正
- 6 平成 24 年 11 月 11 日一部改正
- 7 平成 26 年 11 月 15 日一部改正